



新年のご挨拶

1月1日の能登半島地震、翌2日は羽田空港衝突事故が発生しました。お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、怪我をされた方、避難生活を余儀なくされている方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて昨年は「コロナ明け」でようやく普通の生活を取り戻し、弊事務所も昨年4年ぶりに決算慰労会と忘年会を開催することができました。迎えて2024年の干支は甲辰（きのえ・たつ）で、「勢いよく活気にあふれた様子」を意味するそうです。60年前の甲辰では、東京オリンピックの開催・新幹線の開通と、世界に日本の高度成長を大いに発信した年でした（因みに120年前は日露戦争開戦の年で、日本軍が旅順の203高地を占領しています。）。

2024年の経済面では、食料や電気料等物価上昇が続いています。また日銀のマイナス金利政策の解除を予感させています。金利政策が変わると、経済活動の背景ががらりと変わることにつながります。もし金利が上がると何がどう変わるか、過去の日本経済を振り返り頭の体操をしようと思うところです。

税務の制度面では、電子取引データの保存義務が開始され、また改正後の相続贈与税制等が適用開始となります。私どもはお客様方が安心して企業活動ができるよう、引き続き職員一同研鑽を重ね経営サポートをさせていただきます。

皆様本年もどうぞよろしく願いいたします。

公認会計士・税理士 植村義弘

昨年は皆様方に大変お世話になりました。本年も引き続き宜しくお願い致します。ここ数年の停滞していた状況から脱し、昨年からは各種制限も解除されて社会経済活動が活発に動き出してきました。しかし一方で不安定な社会情勢を反映して、為替変動、各種物価等の変動が大きくなり、従前の考え方では十分な対応が困難な状況が推測されます。前提となる情勢が大きく変わっているため、過去の経験に囚われず、経済・社会の変化の先を慎重に読み解きながら対応を進めてまいります。

会計・税務も時代に応じて常に進化しており、従前は技術先端企業・大企業等が対象と考えられてきた電子帳簿関連の規制も、一般企業も対応が必要となってきています。これから先も税制の改正が随時行われるものと予想されますが、対応が必要な項目等を適宜ご案内する共に、皆さま方の一助となるよう活動してまいります。

公認会計士・税理士 大倉 然

